# 投資信託積立取引取扱規定

マネックス証券株式会社

**第１条（規定の趣旨）**

⑴ 本規定は、お客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する投資信託の定時定額買付サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決めです。

⑵ お客様は、本サービス内容を十分理解し、お客様の判断と責任において本サービスを申し込むものとします。

**第２条（買付する投資信託の選定）**

⑴ 本サービスによって買い付けることができる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）とします。

⑵ お客様は、選定投資信託の中から買付けを行う投資信託を指定するものとします。（以下、指定された投資信託を「指定投資信託」といいます。）

**第３条（払込方法の指定）**

⑴ お客様は、指定投資信託の買付けに必要な金銭の払込方法を、次の各号のいずれかにより、指定するものとします。ただし、選定投資信託により指定可能な払込方法が異なります。詳細はウェブサイト等でお知らせします。

① お客様の証券総合取引口座又はお客様が当社に開設するその他の取引口座の預り金（MRF 受益権の自動換金を含みます。）により払い込む方法

② お客様の指定する金融機関の口座から、当社の指定した収納代行業者による引落しにより払い込む方法

③ お客様の指定する《セゾン》カードの引落金融機関口座から当社の指定した収納代行業者による引落しにより払い込む方法

④ 当社が選定する金融機関（以下「選定金融機関」といいます。）のうち、お客様の指定する金融機関の口座から口座振替により払い込む方法

⑤ 当社が指定するクレジットカードを利用して、クレジットカード決済によりクレジットカード会社に買付けに必要な金銭を払い込ませる方法

⑵ この規定において「指定金融機関口座」とは、前項第２号、第３号又は第４号におけるお客様の指定する金融機関口座を指します。

⑶ 第１項第２号、第３号又は第４号の場合、指定金融機関口座からの引落しの後、当該金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

**第４条（申込方法）**

お客様が本サービスをご利用されるためには、次の第１号から第３号まで、及び払込方法に応じて第４号から第６号までのいずれかの条件を共に満たさなければなりません。各条件を満たさない場合、お客様からの本サービスのお申込みは効力を生じません。

① お客様が本サービスをご利用されるためには、あらかじめ当社の証券総合取引口座及び必要に応じてその他の取引口座を開設されている必要があります。

② お客様はインターネットにより本サービスの申込みを行うものとします。申込みの受付については、証券総合取引約款の注文受付にかかる規定に準ずるものとします。

③ お客様が本サービスにより買付けを行う場合は、各指定投資信託の交付目論見書及び目論見書補完書面の内容をあらかじめよくご理解していただく必要があるとともに、投資信託自動継続（累積）投資約款に従った契約を結んでいただくものとします。

④ 前条第１項第３号により払込みを行う場合、申込名義と《セゾン》カード名義が同一であり、かつ当該《セゾン》カードでの指定金融機関口座の名義が同一である場合に限ります。また、申込者と当該申込の中で申告された《セゾン》カード番号の保有者が同一人であることの確認は、収納代行業者が行うことをお客様はあらかじめ承認するものとします。

⑤ 前条第１項第４号により払込みを行う場合、お客様は、あらかじめ選定金融機関に口座を保有し、かつ選定金融機関との間で当社の指定する口座振替契約が締結されている必要があります。

⑥ 前条第１項第５号により払込みを行う場合、家族カードの利用はできず、お客様の証券総合取引口座の名義とクレジットカードの名義が同一である必要があります。なお、複数のクレジットカードをご利用いただくことはできません。

**第５条（指定投資信託の買付け）**

(1) お客様は、毎月当社の定める日又はお客様が指定した日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める範囲の金額・単位で、指定投資信託の買付けを行うよう指定することができます。ただし、買付けにより租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第６号イ又は同号ハに定める金額（以下「NISA のつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合は、お客様の指定がなくとも、お客様が当初指定された金額のうち、NISA のつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けるものとします。

(2) 当社はお客様の指定に従い、買付日に当該指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当該買付日については指定投資信託の

買付けは行わないものとします。

① 当社が定める日時までに指定投資信託の買付けに必要な金銭の払込みがなかったとき

② 第３条第１項第２号、第３号又は第４号により払込みを行う場合で、指定金融機関口座の残金が引落時点で買付金の合計に満たなかったとき

③ 第３条第１項第２号、第３号又は第４号により払込みを行う場合で、指定金融機関での引落請求が金融機関により拒否されたとき

④ 第３条第１項第５号の方法により払込みを行う場合で、クレジットカードが利用できない又は決済代行会社若しくはクレジットカード会社においてシステム障害等が発生したことにより、当社所定の日時までに当社の証券総合取引口座に買付けに必要な金銭が入金されなかったとき

⑶ 買付日において、指定投資信託の委託者が買付けの申込みの受付を中止し又は取り消したときは、当該買付日については指定投資信託の買付けは行わず、買付日の翌営業日以降、指定投資信託の委託者が最初に買付けの申込みの受付を行った日に未買付分について指定投資信託の買付けを行うものとします。ただし、指定投資信託の委託者が買付けの申込みの受付を中止又は取り消した時間により、未買付分について指定投資信託の買付けを行わないことがあります。

また、指定投資信託の委託者より買付申込みの受付再開日が示されないときは、買付けの申込受付が停止された日から、再開される日の前日まで指定投資信託の買付けを行わず、既に受け付けたお申込みも取り消すものとします。

⑷ 買付日が指定投資信託の休業日である場合、原則として指定投資信託の翌営業日に買付けを行うものとします。ただし、指定投資信託の委託者が指定投資信託の休業日を変更又は取り消した場合は、当社はその事が当社に伝達された日時等により、買付日に買付けを行うことができない場合があります。その場合は当社ウェブサイト等でお知らせのうえ買付日の翌営業日以降に買付けを行います。

⑸ 当社がウェブサイトでお知らせする締切日を過ぎた場合、次回買付分の積立内容の変更はできません。この場合、第３条第１項第５号により払込みを行うときは、買付注文の取消しもできません。

⑹ 金融機関のシステム障害等によりお客様からの積立契約の申込が正常に受け付けられず、買付日に買付けできないことがあります。

**第６条（果実の再投資及び返還）**

指定投資信託の果実の再投資及び返還については、各指定投資信託の交付目論見書及び目論見書補完書面並びに投資信託自動継続（累積）投資約款に従うものとします。

**第７条（取引及び残高の通知）**

(1) 当社は、本サービスによるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、取引残高報告書により行います。
(2) 前項に定める取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

**第８条（申込内容の変更）**

(1) お客様は所定の手続に従って、本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。
(2) お客様が払込方法、指定投資信託及び口座区分（特定口座、一般口座、NISA 口座（つみたて投資枠、成長投資枠の別を含みます。）、以下同じです。）の変更を希望されるとき（払込に用いるクレジットカードの変更を含みます。）は、変更前の契約を解約したうえで、あらためてお申込みいただく必要があります。この場合の締切日などはウェブサイトに掲示します。

**第９条（引落し等の停止）**

(1) 第３条第１項第２号又は第４号に該当する場合で、同一銘柄及び同一口座区分について３回連続で引落しができなかったときは、当該払込方法による本サービスの契約のうち、当該銘柄・口座区分に関するものについて指定金融機関口座からの引落しを停止します。
(2) 第３条第１項第２号、第３号又は第４号に該当する場合で、それぞれの払込方法による積立を利用する資格を喪失したときは、指定金融機関口座からの引落しを停止します。
(3) 第３条第１項第５号に該当する場合で、同一銘柄及び同一口座区分について３回連続でクレジットカード決済ができなかったときは、当該払込方法による本サービスの契約のうち、当該銘柄・口座区分に関するものについてクレジットカード決済を停止します。

**第 10 条（選定投資信託の除外）**

選定投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。当該通知は電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

① 当該選定投資信託が償還されることとなった場合又は償還された場合
② 当該選定投資信託の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
③ その他当社が必要と認める場合

**第 11 条（解約）**

本サービスは本条各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。ただし、本条第６号の事由に該当する場合は、該当する銘柄のみ解約されるものとします。

① お客様が当社所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合
② 事由のいかんを問わずお客様の証券総合取引口座やその他の取引口座が解約された場合
③ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
④ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
⑤ 第 13 条に定める本規定の変更にお客様が同意しない場合
⑥ お客様の指定投資信託が前条第１項第１号の規定に従い選定投資信託から除外された場合
⑦ お客様が、第３条第１項第３号及び第５号で規定するクレジットカードを脱会された場合、クレジットカードの規約に基づく利用停止を受けた場合又はクレジットカードの会員資格を喪失した場合
⑧ その他当社が本サービスの解約が必要であると合理的に認める場合

**第 12 条（その他）**

(1) 第７条の規定に従い、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。
(2) お客様は、経済情勢の変動等諸般の事情等により、引落日から買付日までの間に金利の変動が生じた場合にも、当該変動を理由として異議を申し立てないことを、あらかじめ承諾するものとします。
(3) お客様は、当社が選定投資信託の全部又は一部の取扱いを終了したとき、選定金融機関が口座振替サービスを終了したとき、収納代行業者が収納代行業務を終了したとき、当社が選定金融機関の口座振替サービスの取扱いを終了したとき等、本規定上のサービスの全部又は一部が行われなくなったときは、これを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。
(4) 当社、収納代行業者又は指定金融機関は、当社、収納代行業者又は指定金融機関の故意又は重過失なくしてお客様又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。
(5) お客様は、本規定に定めのない事項については、当社の定める他の約款・規定に従っていただくものとします。

**第 13 条（規定の変更）**

本規定は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は金融商品取引所若しくは日本証券業協会が定める諸規則の変更があった場合、その他当社が必要と認める事由が生じた場合に

変更されることがあります。なお、変更の内容がお客様の従来の権利を制限し又はお客様に新たな義務を課すものである場合は、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

**第 14 条（合意管轄）**

本サービスに関連してお客様と当社の間で生じる一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

（2025 年 3 月 22 日）